

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉岡一成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高狭山線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A 新 A	旧 新 別
日高市大字上鹿山字走折四七一番 一地先から 同市大字上鹿山字庚塚六九七番地 先まで	日高市大字上鹿山字尾崎山六五八 番一地先から 同市大字上鹿山字庚塚六九九番四 地先まで	区 間
一四・五〇〇 三三一・三九	六・四〇〇 三四・〇	敷地の幅員 (メートル)
五六〇・〇〇	一、一四一・〇〇	延長 (メートル)
		備 考